

福井県報

第 99 号
令和 2 年
6月23日(火)
火曜日発行

— 目 次 —

(※は、県例規集登載事項)

告 示

○社会福祉士及び介護福祉士法の規定による登録特定行為事業者の登録(二四九・長寿福祉課)……………二

○介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の指定(二五〇・同)……………二

○介護保険法の規定による指定介護予防サービス事業者の指定(二五一・同)……………二

○救急業務に係る医療機関の認定(二五二・福井保健所)……………三

○土地改良区の定款変更の認可(二五三・丹南農林総合事務所)……………三

○土地改良区の定款変更の認可(二五四・嶺南振興局)……………三

○土地収用法の規定による事業の認定(二五五・土木管理課)……………三

公 告

○特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請(県民活躍課)……………四

○令和二年度福井県保育士試験(後期)の実施(子ども家庭課)……………五

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(県立病院)……………七

○県営土地改良事業の工事の完了(丹南農林総合事務所)……………九

○土地改良区の役員の退任(嶺南振興局)……………九

○土地改良区の役員の就任(同)……………九

○公共測量の終了(土木管理課)……………一〇

○開発行為に関する工事の完了(都市計画課)……………一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定(県立図書館)……………一〇

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の実施(警察本部情報管理課)……………一〇

選挙管理委員会告示

○政治団体の設立の届出(三六)……………一三

○政治団体の届出事項の異動に係る届出(三七)……………一三

○政治団体の解散の届出(三八)……………一四

○平成三十年分の政治団体の収支報告書の要旨の公表(三九)……………一五

※公職選挙法事務規程の一部を改正する告示(四〇)……………一六
公安委員会告示

○遊泳者保護区域の指定(七一・地域課)……………一七

告示

福井県告示第249号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第20条第1項に規定する登録特定行為事業者を登録したので、同条第2項において準用する同法第48条の8第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 事業所の名称
看護小規模多機能ホームひだまり
- 2 事業所の所在地
越前市本多1丁目8-41
- 3 事業者の名称
医療法人誠医会
- 4 登録年月日
令和2年6月5日
- 5 サービスの種類
看護小規模多機能型居宅介護
- 6 実施する行為
口腔内の喀痰吸引
鼻腔内の喀痰吸引
胃ろうまたは腸ろうによる経管栄養
- 7 登録番号
181110305

福井県告示第250号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

- 一1 事業所の名称
いきいき訪問看護リハビリステーション
- 2 事業所の所在地
小浜市大手町2-22服部ビル201
- 3 事業者の名称
EARTH CREATURE合同会社

4 指定年月日

令和2年6月1日

5 サービスの種類

訪問看護

6 介護保険事業所番号

1860490067

二1 事業所の名称

くつろぎの家

2 事業所の所在地

大野市中掘12-17

3 事業者の名称

社会福祉法人光明寺福祉会

4 指定年月日

令和2年6月1日

5 サービスの種類

通所介護

6 介護保険事業所番号

1870500525

福井県告示第251号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

- 一1 事業所の名称
いきいき訪問看護リハビリステーション
- 2 事業所の所在地
小浜市大手町2-22服部ビル201
- 3 事業者の名称
EARTH CREATURE合同会社
- 4 指定年月日
令和2年6月1日
- 5 サービスの種類
介護予防訪問看護
- 6 介護保険事業所番号
1860490067

福井県告示第252号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第2条第9項の救急業務に係る医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

- 区分 救急病院
- 名称 つくし野病院
- 所在地 福井県福井市川合鷺塚49字6番地1
- 認定の有効期間
自 令和2年8月1日
至 令和5年7月31日

福井県告示第253号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
鯖江東部土地改良区	令和2年6月9日
今立土地改良区	令和2年6月11日

福井県告示第254号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

土地改良区の名称	認可年月日
名田庄土地改良区	令和2年6月10日
小浜遠敷高塚土地改良区	令和2年6月10日

福井県告示第255号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

第1 起業者の名称

美浜町

第2 事業の種類

美浜町地域づくり拠点化施設（道の駅「(仮称)美浜」）整備事業

第3 起業地

1 収用の部分

福井県三方郡美浜町郷市14号公文田および松原35号横添地内

2 使用の部分

福井県三方郡美浜町郷市14号公文田および松原35号横添地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、「美浜町地域づくり拠点化施設（道の駅「(仮称)美浜」）整備事業」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、地方公共団体である起業者が平成30年3月に策定した「美浜町地域づくり拠点化整備基本計画」に基づき、美浜町郷市および松原地内に道の駅を整備する事業であり、法第3条第32号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、事業に要する費用を平成29年度から令和2年度にかけて、議会の議決を経て予算化しており、また、今後も予算化することとしている。このことから、事業を遂行する意思および経済的能力を有していると認められる。

また、起業者は、美浜町土木建築課に「にぎわい拠点整備室」を設置して5名の人員を配置し、地域づくり拠点化整備に関する業務を行うこととしており、本件事業は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づき公募を行い、資力・資格要件等を起業者が確認の上、選定した民間事業者が施設の設計、建設、運営を行い、起業者が本施設を所有する内容で本件事業に係る事業契約を締結している。よって、事業を遂行する実質的能力も有していると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

美浜町は、平成21年3月に一般国道27号美浜東バイパスが開通し、平成26年7月には、舞鶴若狭自動車道が全線開通したことにより、交通条件が格段に向上した。しかし、美浜町の人口は、最も多かった昭和60年の13,384人から平成31年3月で9,459人まで減少し、令和7年には8,902人まで減少すると推測されている。また、観光入込客数についても、最も多かった平成2年の18

7万8千人から平成30年の88万8千人に落ち込んでおり、地域の活力が低下している。さらに、高齢化により第一次産業の担い手が減少し、第一次産業の衰退が進んでいる。

このような状況の中、令和4年度末の北陸新幹線福井・敦賀開業により、観光入込客数の増加が見込まれている。

本件事業の実施により、美浜町の観光情報を発信するための観光案内所や子育て世代を対象とした一時預かり機能を有する多目的交流室、地場産食材を使ったレストランおよび農林水産物直売所を備えた道の駅が西日本旅客鉄道株式会社美浜停車場（以下、「JR美浜駅」という。）前に整備されることにより、観光客の誘致を行うとともに、子どもや子育て世代、高齢者の世代間交流等が図られ、地域活性化への寄与が見込まれる。また、農林水産物の販路拡大および地場産食材の魅力発信を行うことにより、第一次産業の発展への寄与も見込まれる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

起業地およびその周辺における環境への影響については、起業者が福井県安全環境部環境政策課に確認したところ、環境影響評価法（平成9年法律第81号）および福井県環境影響評価条例（平成11年福井県条例第2号）に基づき環境影響評価は必要ない旨の回答があり、また、起業者が行った絶滅のおそれのある野生動物等の生息生育調査結果をもとに福井県安全環境部自然環境課に確認したところ、希少動植物の環境に及ぼす影響は低いとの回答があったが、希少動植物の生息または生育が確認された場合は、関係機関および専門家の指導を受け、必要な保全措置を講ずることにしていることから、環境への影響は軽微であると認められる。

また、埋蔵文化財への影響については、起業者が美浜町教育委員会に確認したところ、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第95条第1項に基づき周知の埋蔵文化財包蔵地「藤ノ木遺跡」に含まれている旨の回答があったが、本件事業の計画策定段階から同委員会と協議を行い、記録保存のための試掘調査等の措置を講じていることから影響は軽微であると認められる。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地の選定に当たっては、候補地3箇所について検討が行われている。申請案は、JR美浜駅までの距離が最も近いことから利便性が高く、事業費も最も安価である。これに対して、第2案は、JR美浜駅から向かう際に一般国道27号を横断する必要があるため利用者の危険性が高いことに加え、計画地全域が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれており、事業費が最も高額となる。また、第3案は、JR美浜駅からの距離が最も遠く、一般国道27号からの乗り入れ部分が狭く利便性が低いことに加え、JR美浜駅から向かう際に一般国道27号を横断する必

要があるため利用者の危険性が高く、事業費も申請案に比べて高額となる。よって、社会的、技術的および経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本件事業の事業効果を最大限に引き出すためには、令和4年度末の北陸新幹線福井・敦賀開業までに施設の整備を行う必要がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲および収用または使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は必要最小限の範囲であり、収用または使用の範囲についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、または使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

美浜町土木建築課

コ 知

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号。以下「法」という。）第25条第3項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請があったので、同条第5項の規定において準用する法第10条第2項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

1 申請のあった年月日

令和2年6月9日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

(1) 名称

特定非営利活動法人Comfortさばえ

(2) 代表者の氏名
廣比 知徳

(3) 主たる事務所の所在地
福井県鯖江市丸山町1丁目3番11号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、鯖江市民または近隣住民に対して、市民文化活動のさらなる発展を目指し、鯖江市文化センターを拠点に活動情報の収集・提供、活動人材の育成、ネットワークの拡充などの支援ならび文化・芸術・学術事業の立案・実施など総合的な支援活動を行い、よりよい地域社会の創造と未来のひとづくり・まちづくりの実現を目的とする。

3 縦覧に供する期間および場所

(1) 縦覧に供する期間

令和2年6月9日から令和2年7月8日まで

(2) 縦覧に供する場所

福井県地域戦略部県民活躍課ふくい県民活動・ボランティアセンター内

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第18条の8第2項の規定に基づき、令和2年福井県保育士試験（後期）を実施するので、児童福祉法施行細則（昭和23年福井県規則第26号）第19条の規定により次のとおり公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

福井県は、法第18条の9の規定に基づき指定試験機関として一般社団法人全国保育士養成協議会を指定し、試験実施予定日時、場所その他必要な事項の広報、試験に対する受験者等からの問合せ対応、受験資格の認定、受験申込書の受付、確認、受験票の送付、試験問題の作成・保管・管理、試験の実施、答案の採点、可否の決定、可否の通知、受験の停止および合格の無効の決定、その他試験実施に関する必要な事務を委託して試験を実施する。

1 試験の日時

筆記試験 令和2年10月24日（土）・10月25日（日）

実技試験 令和2年12月13日（日）

2 試験の科目

(1) 筆記試験

保育の心理学・保育原理・子ども家庭福祉・社会福祉・教育原理・社会的養護・子どもの保健・子どもの食と栄養・保育実習理論

(2) 実技試験

音楽に関する技術・造形に関する技術・言語に関する技術（2分野選択）

3 受験資格

次のいずれかに該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学に2年以上在学（短期大学は卒業）して62単位以上修得した者または高等専門学校を卒業した者

(2) 学校教育法による大学に1年以上在学している者であつて、年度中に62単位以上修得することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

(3) 学校教育法による高等専門学校および短期大学の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

(4) 学校教育法による高等学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは特別支援学校の専攻科（修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専攻科の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者

(5) 学校教育法による専修学校の専門課程（修業年限2年以上のものに限る。）もしくは各種学校（同法第90条に規定する者を入学資格とするものであつて、修業年限2年以上のものに限る。）を卒業した者または当該専修学校の専門課程もしくは当該各種学校の最終学年に在学している者であつて、年度中に卒業することが見込まれる者であると当該学校の長が認めた者（ただし、平成3年3月31日以前の高等学校卒業者はこの限りでない。）

(6) 外国において、学校教育における14年以上の課程を修了した者

(7) 学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは中等教育学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣において、これと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、以下に掲げる施設において、2年以上の勤務で、総勤務時間数が2,880時間以上、児童の保護に従事した者

ア 児童福祉施設

イ 認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園）

ウ 幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園（特別支援学校幼稚園を含む。））

エ 家庭的保育事業（法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業）

オ 小規模保育事業（法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業）

カ 居宅訪問型保育事業（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業）

キ 事業所内保育事業（法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業）

ク 放課後児童健全育成事業（法第6条の3第2項に規定する放課後児童健全育成事業）

ケ 一時預かり事業（法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業）

コ 離島その他の地域において特別保育（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条第1項第4号に規定する特別保育）を実施する施設

サ 小規模住居型児童養育事業（法第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業）

シ 障害児通所支援事業（法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援事業（保育所訪問支援事業を除く。））

ス 一時保護施設（法第12条の4に規定する一時保護施設）

セ 18歳未満の者が半数以上入所する次に掲げる施設等

（ア） 障害者支援施設（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設）

（イ） 指定障害福祉サービス事業所（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する指定障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を行うものに限る。））

ソ 法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であつて法第34条の15第2項もしくは法第35条第4項の認可または認定ことも園法第17条第1項の認可を受けていないもの（認可外保育施設）のうち、次に掲げるもの

（ア） 法第59条の2の規定により届出をした施設

（イ） アに掲げるもののほか、都道府県知事が事業等の届出をするものと定めた施設であつて、当該届出をした施設

（ウ） 児童福祉法施行規則第49条の2第3号に規定する幼稚園併設型認可外保育施設

（エ） 国、都道府県または市町村が設置する法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務または法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設

（8） 上記（ア）に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者

（9） 平成3年3月31日までに学校教育法による高等学校を卒業した者（旧中学校令による中学校を卒業した者を含む。）もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと認定した者

（10） 平成8年3月31日までに学校教育法による高等学校の保育科を卒業した者

（11） ア 上記（ア）～（ソ）に掲げる施設等において2年以上かつ2,880時間以上児童等の保護または援護に従事した者であつて、学校教育法による高等学校を卒業した者もしくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）または文部科学大臣においてこれと同等以上の資格を有すると認定した者

イ 上記（ア）～（ソ）に掲げる施設等において5年以上かつ7,200時間以上児童等の保護または援護に従事した者

ウ 上記（1）～（6）に準ずる者

4 受験手続

（1） 受験申請書の配布

ア 配布期間

令和2年7月2日（木）から

イ 請求先

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

（2） 受験の申請に必要な書類

ア 保育士試験受験申請書

イ 受験資格を証明する書類

ウ 一部科目合格を証明する書類

エ 一部科目免除を証明する書類（5(2)に該当するものは、5(2)に掲げる実務経験を有することを証する書類）

オ 改姓を証明する書類（戸籍の一部記載事項証明書または戸籍抄本等旧・現姓の両方が記載されている公的書類）

カ 郵便振替払込受付証明書（受験申請書に貼付）

キ 写真1枚（受験申請日前3か月以内に撮影した上半身、脱帽、無背景の写真を受験申請書に貼付）

（3） 受付期間

令和2年7月2日（木）から令和2年7月20日（月）まで※当日消印有効

（4） 提出方法

簡易書留郵便に限る。

（5） 提出先

一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター

（6） 受験手数料（受験料および受験の手引き郵送料）

12,950円

幼稚園教諭免許所有者において、筆記試験科目が全て免除となる場合

2,650円

郵便振替払込取扱票により郵便局にて納付する。

5 試験科目の一部免除

（1） 前年あるいは前々年に、保育士試験の一部科目に合格している者は該当科目を免除

（2） 当該年度の初日の属する年の3年前の年の4月1日の属する年度の試験において合格した科目のある者であつて、同年度から前年度末までに3(7)に掲げる施設において「1年以上かつ1,440時間以上」の実務経験を有する者については1年間、当該年度の初日の属する年の4年前の年の4月1日の属する年度の試験において合格した科目のある者であつて、同年度から前年度末までに次に掲げる施設において「2年以上かつ2,880時間以上」の実務経験を有する者については2年間、当該免除の期

間を延長することができる。

- (3) 厚生労働大臣が指定する学校において指定科目を全て専修した者は該当科目を免除
 - (4) 幼稚園教諭免許状所有者は保育の心理学・教育原理・実技試験を免除
 - (5) 幼稚園教諭免許状所有者で筆記試験全科目合格者は実技試験を免除
 - (6) 幼稚園教諭免許状所有者における保育士資格特例による受験者は保育の心理学・教育原理・保育実習理論・実技試験を免除
- 6 試験に関する問合せ先

〒171-8536
東京都豊島区高田3-19-10
一般社団法人全国保育士養成協議会
保育士試験事務センター
電話 0120-4194-82

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称および数量
人工呼吸器の購入 一式
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および「人工呼吸器の購入」仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 納入期限
令和2年12月28日（月）
- (4) 納入場所
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札の日時までには資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てまたは破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

(4) 福井県に納付すべき県税（全税目）に滞納がない者であること。

(5) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により、電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、紙入札承認を契約担当者に提出し、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付等に関する事項

- (1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所およびこの入札に関する問合せ先
〒910-8526
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室
電話 0776-57-2944
- (2) 入札説明書等の交付期間
令和2年6月23日（火）から令和2年6月29日（月）まで（福井県の休日を含める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の8時30分から16時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書に定めた様式）を次のとおり提出し、この入札に関して福井県の事前審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和2年6月23日（火）から令和2年6月29日（月）まで（休日を除く。）の8時30分から16時まで

(2) 申請書等の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者

電子入札システムを使用して送信する。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものである。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

提出期間内に、次の提出先に郵送（民間事業者を含む。）または持参して提出すること。郵送による場合には、簡易書留郵便その他の配達記録が残るものを利用すること。

（提出先）

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

(3) 資格の確認の通知

資格の確認は、電子入札システムを使用して通知する。紙入札者に対しては、書面により通知する。

6 入札書の提出方法、提出期間および開札日時

(1) 入札書の提出方法

ア 電子入札システムによりこの入札に参加しようとする者
5(2)アと同様とする。

イ 紙入札によりこの入札に参加しようとする者

下記(ア)から(ウ)の要領で作成し、持参または郵送すること（郵送の場合は、簡易書留郵便その他配達記録が残るものを利用すること。）。

(ア) 外封筒および内封筒の二重封筒とすること。
(イ) 入札書を、当該入札案件の名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フックス番号）を記載し、「入札書在中」と朱書した内封筒に封入すること。

(ウ) (イ)により作成した内封筒を、入札書の提出先、当該入札案件名称、開札日時、入札参加者名、担当者名および連絡先（電話番号、フックス番号）を記載し「入札書在中」と朱書した外封筒に封入すること。

(ウ) 提出場所

5(2)イの提出先に同じ

(2) 入札書の提出期間

令和2年7月6日（月）8時30分から17時まで

令和2年7月7日（火）8時30分から16時まで（必着）

(3) 開札日時

令和2年7月8日（水）9時

(4) 開札場所

福井県立病院 中会議室1

7 入札書に記載する金額

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、入札金額は調達物品に要する一切の諸費用を含むものとする。

8 落札者の決定に関する事項

この入札に係る調達物品の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

9 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒910-8526

福井県福井市四ツ井2丁目8番1号

福井県立病院経営管理課利用環境サービス室

電話 0776-57-2944

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

TEL 0776-57-2944

県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の3第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

1 地区名

鯖江西部地区

2 土地改良事業の名称

農業用排水施設（農村災害対策整備）事業

3 工事が完了年月日

令和2年3月13日

名田庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年3月31日に役員を退任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名住所

理事 早川 和夫 おおい町名田庄三重18-30

〃 林 義男 〃 名田庄三重42-37-2

〃 早川 直助 〃 名田庄三重12-8

〃 小間 正一 〃 名田庄三重26-19-1

〃 田中 博久 〃 名田庄三重18-23

〃 嶋田佳代子 〃 名田庄三重26-24

〃 林 重和 〃 名田庄三重28-53

〃 堤 善弘 〃 名田庄三重34-6-10

〃 早川 義和 〃 名田庄三重10-25

監事 小野 与三 〃 名田庄三重58-6

〃 田中 勇次 〃 名田庄三重18-37

名田庄土地改良区から、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の者が令和2年4月1日に役員に就任した旨の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

役員名氏 名住所

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県病院事業財務規則（昭和39年福井県規則第13号）第75条において準用する福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県病院事業財務規則第75条において準用する福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがある。

(6) 2に記載する「別に知事が行う審査」を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

休日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

(7) この公告に掲げるもののほか、この入札に関し必要な事項は、入札説明書等による。

1.1 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased
Respirator 1set

(2) Date, time of bidding

9:00 AM 8 July 2020

(3) Deadline for delivery

28 December 2020

(4) The place for delivery and contact point for the notice

Property management division, Fukui Prefectural Hospital, 2-8-1 Yotsui Fukui city, Fukui prefecture, 910-8526, Japan.

理事	山本喜大夫	おおい町名田庄三重32-50
〃	藤原 義信	〃 名田庄三重44-5
〃	林 秀樹	〃 名田庄三重28-11
〃	上馬 嘉郎	〃 名田庄三重57-18-1
〃	田中 俊弘	〃 名田庄三重32-38
〃	田中 直樹	〃 名田庄三重18-35
〃	林 一也	〃 名田庄三重28-28-1
〃	嶋田 耕成	〃 名田庄三重26-13
〃	早川 宣光	〃 名田庄三重37-1-3
監事	早川 勇治	〃 名田庄三重11-9
〃	田中 通利	〃 名田庄三重19-4

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、令和2年6月12日に敦賀市より公共測量の終了についての通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により、次のとおり公示する。

- 令和2年6月23日
福井県知事 杉本 達治
- 1 測量計画機関の名称
敦賀市
 - 2 作業の種類
公共測量（航空写真撮影および写真地図作成）
 - 3 作業の期間
令和元年11月5日から令和2年2月28日まで
 - 4 作業の地域
敦賀市全域

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

- 令和2年6月23日
福井県知事 杉本 達治
- 1 開発区域または工区に含まれる地域の名称
3工区
越前市大虫本町17字中江10番1の一部および10番2の一部
 - 2 開発許可を受けた者の住所および氏名
越前市岡本町13号1番地

株式会社福井村田製作所
代表取締役社長 中川 忠洋

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量
県立図書館・県文書館・県ふるさと文学館 空調設備用中央監視装置更新業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地
福井県立図書館
福井県福井市下馬町51-11
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月5日
- 4 落札者の名称および住所
株式会社サイエステック
福井県福井市成和2丁目1009-2
- 5 落札金額
57,970,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日
令和2年4月21日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札を実施するので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号）第4条の規定により、次のとおり公告する。

令和2年6月23日

福井県知事 杉本 達治

- 1 一般競争入札に付する事項
(1) 調達をする物品（以下「調達物品」という。）の名称
福井県警察情報管理システムサーバ・ネットワーク機器賃貸および保守業務 一式（長期継続契約）
- (2) 調達物品の仕様等
入札説明書および仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。
- (3) 履行期限

設置完了日：令和2年12月31日(木)
運用開始日：令和3年1月1日(金)
賃貸借および保守委託期間：令和3年1月1日(金)から令和7年12月31日(水)まで

(4) 履行場所

福井県警察本部警務部情報管理課が指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加することができる者は、特定調達契約（政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約をいう。以下同じ。）に係る競争入札の参加資格（以下「資格」という。）について別に知事が行う審査により認定を受けた者（この公告の日から開札までに資格の審査の申請を行い、この入札に係る特定調達契約の締結の日までに資格の認定を受けた者を含む。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。

(2) 入札の日において現に福井県の指名停止措置を受けている者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立ておよび民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) この入札に併せて行われる技術的審査により、この入札に関する業務を実施する技術的能力および体制を有すると認められる者であること。

(5) この入札に係る調達物品に関する点検、修理、部品供給等について、そのサービスおよびメンテナンスに係る体制が十分に整い、長期間にわたり迅速かつ円滑に対応することができる者と認められる者であること。

(6) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員またはその支店もしくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である者

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または暴力団員が経営に実質的に関与している者
ウ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員の利用等をしている者
エ 役員等が、暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的もしくは横極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与している者

オ 役員等が暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 電子入札の実施

入札に係る入札参加資格の確認申請および入札書の提出は、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子入札システム」という。）を使用して行う。

なお、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して入札参加資格の確認申請または入札書の提出を行うことができない者は、入札手続に支障がない場合に限り、契約担当者の承認を得て、紙による入札参加資格確認申請書または入札書の提出を行うことができる。

4 入札説明書等の交付

(1) 入札説明書等の交付場所、契約条項を示す場所、契約に関する事務を担当する部署の名称および所在地ならびにこの入札に関する問合せ先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部情報管理課企画係

電話 0776-22-2880（内線2412）

(2) 入札説明書等の交付期間

令和2年6月23日(火)から令和2年7月27日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、福井県物品等入札情報サービスシステムで公開する。

5 資格の確認に関する事項

この入札に参加しようとする者は、申請書（電子入札システムによる様式。なお、契約担当者の承認を得て、紙による申請書または入札書の提出を行う者（以下「紙入札者」という。）にあつては、入札説明書別紙様式3）に、必要と認められる書類を添付して次のとおり提出し、この入札に係る業務に関し福井県の技術的審査を受け、資格の確認を受けなければならない。

(1) 申請書等の提出期間

令和2年6月23日(火)午前9時から令和2年7月27日(月)午後5時まで

(2) 申請書等の提出方法

電子入札システムを使用して送信する（ただし、入札参加資格確認資料については、持参または郵便等での提出を可能とする。）。

なお、資料の提出を有効に行うためには、申請書の情報が、提出期間中に、契約担当者が本件入札に使用する電子計算機に備え付けられたファイルに記録されなければならない。

申請書の提出に使用するＩＣカードは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行したもので、かつ福井県物品等競争入札参加資格者名簿に登録された代表者の名義で取得し、そのＩＣカード情報を福井県の電子入札システムに利用者登録したものと

する。

(3) 紙入札者に係る申請書等の提出先および提出方法

ア 提出方法

持参または郵送（簡易書留郵便に限る。）すること。

イ 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部情報管理課

6 入札書の提出方法、提出期間

(1) 入札書の提出方法

5(2)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和2年9月1日(火) 午前8時30分から午後5時までと令和2年9月2日(水)

午前8時30分から午後4時までの2日間

(3) 紙入札者に係る入札書の提出方法等

ア 入札書の提出方法

入札書は、郵送により提出する場合を除き、入札書の提出期間内に持参して提出すること。

なお、電報または電送による入札書の提出は認めない。

イ 郵送による入札書の提出を希望する場合の提出期限等

(ア) 提出期限

令和2年9月2日(水) 午後4時（この期限までに必ず到着させること。）

(イ) 提出方法

簡易書留郵便による。

(ウ) 提出先

〒910-8515

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部警務部会計課

7 開札の日時および場所

(1) 日時

令和2年9月3日(木) 午前10時30分

(2) 場所

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県警察本部入札室

8 入札の方法

入札書に記載する金額は、5年間の見積金額を60で除した額の110分の100に相当する額とすること。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該

金額の100分の10に相当する額を加算した金額（加算後の金額に1円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札金額とするので、入札参加者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額を60で除した額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定に関する事項

この入札に係る契約の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

10 その他

(1) この入札に係る一連の手続および契約に関する手続において使用する言語ならびに通貨

日本語および日本国通貨とする。

(2) 入札保証金および契約保証金

福井県財務規則（昭和39年福井県規則第11号）の規定による。

(3) 入札の無効

福井県財務規則第151条の規定による。

(4) 契約書作成の要否

(5) この公告に掲げるもののほか、この入札に関して必要な事項は、入札説明書等による。

(6) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

ア 受注者は、福井県暴力団排除条例（平成22年福井県条例第31号）第5条第2項の規定の趣旨にのっとり、暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者による不当介入を受けたときは、速やかに所轄の警察署に届出を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

イ アにより、警察署に届け出たときは、その旨を速やかに発注者に報告すること。

なお、上記アの届出を怠ったときは、物品購入等の契約に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止等の措置を講じることがあるので注意すること。

(7) 2に記載する別に知事が行う審査を申請する時期と場所

ア 申請者の受付時期

福井県の休日を除く（平成元年福井県条例第2号）第1条第1項各号に掲げる日を除き、随時申請を受け付ける。

イ 申請書の交付場所および提出場所ならびに申請に関する問合せ先

〒910-8580

福井県福井市大手3丁目17番1号

福井県会計局会計課総務第三グループ

電話 0776-20-0253

1 1 Summary

- (1) Nature and quantity of the service to be required
Lease contract for information system server and network equipment in Fukui Prefectural Police (including maintenance services)
- (2) Date, time of bidding
10:30 A.M. 3rd September 2020
- (3) Deadline for delivery
31st December 2020
- (4) Contract point for the notice
Information management division, Fukui Prefectural Police Headquarter, 3-17-1 Ohte, Fukui city, Fukui prefecture, 910-8515 Japan.
Tel 0776-22-2880(extension 2412)

選挙管理委員会告示

福井県選挙管理委員会告示第36号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月23日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

（その他の政治団体）

（国会議員関係政治団体以外の政治団体）

届出年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
令和2年5月25日	愛国憲誠塾	山崎 克則	小川 継雄	鯖江市丸山町2-4-24-1

福井県選挙管理委員会告示第37号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により、政治団体の届出事項の異動に係る届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月23日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

異動年月日	政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	
				新	旧
令和2年 1月1日	稲田朋美日之出後援会	松平 久芳	主たる事務所の所在地 代表者	福井市城東2-9-7 松平 久芳	福井市日之出5-9-16 黒川 能男
令和2年 1月7日	今庄地区仲倉典克後援会	秋田 重敏	主たる事務所の所在地 代表者	南条郡南越前町今庄74-3-1 秋田 重敏	南条郡南越前町久喜10-10 小山 喜一
令和2年 2月4日	自由民主党勝山市支部	田中 三津彦	主たる事務所の所在地 代表者 会計責任者	勝山市郡町2-3-28 田中 三津彦 吉田 清隆	勝山市長山町2-4-28 松井 拓夫 梶山 寿憲
令和2年 4月1日	稲田朋美上文殊地区後援会	山崎 栄一	主たる事務所の所在地 代表者	福井市生部町11-11 山崎 栄一	福井市北山新保町28-53 斉藤 邦夫
令和2年 5月16日	自由民主党福井県柔道整復師支部	宮下 治由	代表者	宮下 治由	砂子 隆一
令和2年 5月25日	自由民主党福井県第一選挙区支部	稲田 朋美	会計責任者	椿原 直子	寺澤 孝之
令和2年 6月1日	公明党福井県本部	西本 恵一	主たる事務所の所在地	福井市志比口1-7-26第2フジビル	福井市江守中2-1410センチリービル3F
令和2年 6月1日	全国旅館政治連盟福井県支部	土田 耕一	会計責任者	永田 三菜子	後藤 淳美

福井県選挙管理委員会告示第38号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年6月23日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

解散年月日	政治団体の名称	代表者の氏名
-------	---------	--------

令和2年5月24日	憂國憲誠塾	山崎 克則
令和2年6月5日	憂國憲誠塾	山崎 克則

福井県選挙管理委員会告示第39号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第20条第1項の規定により、平成30年分の政治団体の収支報告書の要旨を次のとおり公表する。

令和2年6月23日

福井県選挙管理委員会
委員長 金井 亨

〔その他の政治団体〕

政治団体の名称 憂國憲誠塾

報告年月日 令和2年5月25日

1 収入総額	80,000
前年繰越額	0
本年収入額	80,000
2 支出総額	80,000
3 翌年への繰越額	0
4 本年収入の内訳	
機関紙誌の発行その他の事業による収入	80,000
機関紙憂國の発行	80,000
5 支出の内訳	
政治活動費	80,000
組織活動費	80,000

福井県選挙管理委員会告示第四十号
 公職選挙法事務規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和二年六月二十三日

福井県選挙管理委員会

委員長 金井 亨

公職選挙法事務規程の一部を改正する告示

公職選挙法事務規程（昭和二十九年福井県選挙管理委員会告示第十六号）の一部を次のように改正する。
 次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二 一 病院		別表第二 一 病院	
指定病院等名	指定病院等所在地	指定病院等名	指定病院等所在地
(略)	(略)	(略)	(略)
医療法人寿人堂みどりヶ丘病院	(略)	医療法人寿人堂みどりヶ丘病院	(略)
社会医療法人寿人会木村病院	鯖江市旭町四丁目四番九号	木村病院	(略)
公立丹南病院	(略)	公立丹南病院	鯖江市旭町四丁目四番九号
(略)	(略)	(略)	(略)
二〇五 (略)		二〇五 (略)	

附則
 この告示は、令和二年六月二十三日から施行する。

公安委員会告示

福井県公安委員会告示第71号

福井県遊泳者の事故防止に関する条例（平成5年福井県条例第3号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、遊泳者保護区域を指定するので、条例第12条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和2年6月23日

福井県公安委員会

委員長 野口 正人

1 鷹巣海水浴場

(1) 海水浴場の名称

鷹巣海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

鷹巣観光協会

会長 小玉征子 福井市浜住町1-3

内田都志子 ♪ 浜住町4-23

林 友男 ♪ 和布町11-42-1

中田忠造 ♪ 西二ツ屋町1-5

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および福井南警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和2年7月10日から同年8月31日まで

2 花城海水浴場

(1) 海水浴場の名称

花城海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

花城有限責任事業組合

事務局 柳本忠康 敦賀市榑川41-2-1

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および敦賀警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和2年7月10日から同年8月31日まで

3 阿納海水浴場

(1) 海水浴場の名称

阿納海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

阿納観光協会

会長 廣田伸一 小浜市阿納7-48

小町孝雄 ♪ 阿納10-16

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和2年7月9日から同年8月26日まで

4 田島海水浴場

(1) 海水浴場の名称

田島海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

田島観光協会

会長 浜家直澄 小浜市田島36-56

柴野富士夫 ♪ 田島67-5

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和2年7月1日から同年8月31日まで

5 西小川海水浴場

(1) 海水浴場の名称

西小川海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

西小川観光協会

会長 村上美良 小浜市西小川9-7

- 北村宗一 ♫ 西小川8-17
 瀬戸清太郎 ♫ 西小川9-21
 角谷幸夫 ♫ 西小川9-22
 中島一男 ♫ 西小川9-23
 服部浩治 ♫ 西小川9-15
 中山隆弘 ♫ 西小川6-2
 仲村 工 ♫ 西小川9-9
 川代宣行 ♫ 西小川9-11
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和2年7月4日から同年8月31日まで
- 6 矢代海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
 矢代海水浴場
 会長 栗駒正一 小浜市矢代11-15
 池端孫勝 ♫ 矢代4-38
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住 所
 矢代観光協会
 会長 栗駒正一 小浜市矢代11-15
 池端孫勝 ♫ 矢代4-38
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和2年7月1日から同年8月31日まで
- 7 犬熊海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
 犬熊海水浴場
 氏名 住 所
 犬熊観光協会
 会長 濱岸弘 小浜市犬熊16-4
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住 所
 犬熊観光協会
 会長 濱岸弘 小浜市犬熊16-4
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し

- 、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和2年7月1日から同年8月31日まで
- 8 志積海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
 志積海水浴場
 志積観光協会
 会長 西川 徹 小浜市志積15-6
 森下治嗣 ♫ 志積15-7
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住 所
 志積観光協会
 会長 西川 徹 小浜市志積15-6
 森下治嗣 ♫ 志積15-7
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和2年7月1日から同年8月31日まで
- 9 若狭鯉川シーサイドパーク
- (1) 海水浴場の名称
 若狭鯉川シーサイドパーク
 氏名 住 所
 小浜市長 松崎晃治
 小浜市大手町6-3
 社会福祉法人コミュニケーションネットワークふくい小浜事業所
 理事長 西村重稀
 ♫ 加斗56-61-1
- (2) 海水浴場開設者の氏名および住所
 氏名 住 所
 小浜市長 松崎晃治
 小浜市大手町6-3
 社会福祉法人コミュニケーションネットワークふくい小浜事業所
 理事長 西村重稀
 ♫ 加斗56-61-1
- (3) 遊泳者保護区域として指定する区域
 遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。
- (4) 遊泳者保護区域として指定する期間
 令和2年6月30日から同年8月31日まで
- 10 人魚の浜海水浴場
- (1) 海水浴場の名称
 人魚の浜海水浴場

(2) 海水浴場開設者の氏名および住所

氏名 住所

小浜市長 松崎晃治

小浜市大手町 6-3

小浜地区区長会

会長 田中佳信 〃 津島 51

伸びゆく西部をつくる会

会長 堀田由紀緒 〃 青井 10-9-3

藤井研治 〃 日吉 79

(3) 遊泳者保護区域として指定する区域

遊泳者保護区域として指定する区域は次の図のとおりとする（「次の図」は省略し、その図面を福井県警察本部生活安全部地域課および小浜警察署において一般の縦覧に供する。）。

(4) 遊泳者保護区域として指定する期間

令和2年7月1日から同年8月31日まで

令和二年六月二十三日発行
発行人 千九一〇―八五八〇 福井県福井市大手三丁目十七番一號 福井県